

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容など

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和元年10月1日から

時間額 923 円

(従来の895円から28円引上げ)

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 最低賃金には、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働の手当、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は含まれません。
- 月給制、日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
(例：日給 7,000 円、1日の所定労働時間 7時間 30分→7,000円÷7.5=933円)
(例：月給 155,000円、1月の所定労働時間 160時間→155,000円÷160=968円)

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」がありますので、お気軽にお問い合わせください。
(照会先：千葉労働局雇用環境・均等室助成金係 ☎043-306-1860)
- 「千葉働き方改革推進支援センター」におきまして、本助成金の申請や労務管理等について、**無料相談**を行っていますので、御利用ください。
(照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎043-441-7115)

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部賃金室 電話：043-221-2328

URL:[https:// jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/)